

愛知県都市職員共済組合監査補助員の設置に関する規程

○ 愛知県都市職員共済組合監査補助員の設置に関する規程

(昭和49年9月7日)
(昭和49年規程第7号)

(目的)

第1条 この規程は、愛知県都市職員共済組合定款第38条の規定による監事監査の円滑なる執行を図るための監査補助員の設置について必要な事項を定めるものとする。

(監査補助員)

第2条 監査補助員は、監事の要請により理事長が任命するものとする。

(監査補助員の職務)

第3条 監査補助員は、監事の命により監査事務に従事しなければならない。

(細目)

第4条 この規程に定めるもののほか、監査補助員について必要な事項は、理事長が別に定めるところによる。

附 則

この規程は、公告の日から施行する。